

令和7年度〔第45回〕入間万燈まつり 一般出店要領

○趣旨

入間万燈まつり一般出店要領（以下「出店要領」という。）は、入間万燈まつりへの一般出店に際し、出店者が守るべき事項、その他の必要な事項について定めるものです。

○出店目的

入間万燈まつりに出店する者は、人と人との出会いを大切にし、市民の力・まちの力が創る入間万燈まつりの一翼を担うことを目的とします。

また、商工業者は、出店を通して消費者のニーズをとらえ、サービス精神と創造力を活性化させ、商工業の振興を図ることを目的とします。

出店にあたって

1 注意事項

- ①出店希望者は、出店要領を確認してください。
- ②出店希望者は、出店申込期間内に入間万燈まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）へ申込みしてください。
- ③出店要領及び実行委員会の指示に従わない場合、出店を認めません。
- ④けやき通りの一部に建設事業者による植栽保護テーブルの設置を行い、出店の配置を行います。該当する箇所へ配置される出店者にはテーブル設置料をご負担いただきます。
- ⑤出店者の事由による出店の取消について、出店料等の返還は行いません。
- ⑥天候など自然災害による中止、一部事業の縮小など場合、費用の返還は行いません。
- ⑦出店申込数が出店区画数を超えた場合、実行委員会で抽選し出店の可否を通知します。
- ⑧試食、試飲を行う場合は、飲食出店となります。
- ⑨入間万燈まつりは、実行委員会が電気を供給します。物販出店・飲食出店については照明用コンセントを1区画につき1口（300Wまで対応）設置します。ただし、照明器具は、各自用意してください。（電球以外の照明用コードは実費にて貸出有り。電圧は100Vのみ。）
一坪市の照明については、投光器を設置します。電気の供給はありません。
- ⑩令和7年度の入間万燈まつりでは、彩の森公園多目的広場でのトラックステージの設定は行わないことから、広場内でのダンス等の公演もございません。あらかじめご了承ください。

2 出店資格

以下の①から④までの要件を全て満たすことが必要です。

- ①出店責任者及び出店副責任者は（１）～（３）のいずれかであること。

- （１）入間市在住・在勤・在学者
- （２）入間市内に事務所を置く団体
- （３）入間市内の商工業者

◆在勤・在学で出店する場合は、団体・個人にかかわらず、1件のみの出店とします。その勤務先、在学先が団体として出店するときは、同時に複数出店することはできません。

令和7年度〔第45回〕入間万燈まつり 一般出店要領

◆同じ団体、勤務先、在学先から複数の出店はできません。

◆出店責任者とは、まつり当日、出店時間の大部分を出店に直接参加し、出店の責任を負う者。また、出店副責任者は出店責任者を補佐し、出店責任者が不在の時は、これに代わる者。

②出店責任者、出店副責任者及び従事者も含めて、暴力団、暴力団員等と関係していない者。

③出店責任者、出店副責任者及び従事者は満18歳以上であること。

④飲食出店については、出店責任者及び出店副責任者を必ず設けること。1名のみでの申込みは受け付けしません。

※露天商業者は、実行委員会が特に認めた者のみ出店できるものとし、一般出店による出店はできません。

3 出店料金

出店には、出店料が必要です。

出店者の任意により、テント、机などを追加してください。

出店料等一覧 (単位：円)

	物販および飲食出店	一坪市
出店料(1区画)	20,000	7,000
出店料(2区画)	35,000	—
テント(3.6m×2.7m)	15,000	15,000
机	3,000	3,000
椅子	500	500
コンセント	3,000	—
照明用コード	1,000	—
駐車場利用料	2,000	2,000
けやき通りテーブル設置料	4,000	—

※備品を紛失、破損等した場合、出店責任者に弁償していただきます。

※出店料は施設賠償責任保険加入料を含んだ金額です。

※1区画の出店スペースは以下のとおりです。

物販・飲食出店 : 幅3.6m、奥行2.7m

一坪市 : 幅3.7m、奥行4.0m(彩の森入間公園駐車場1.5台分)

※けやき通りの出店者にはテーブル設置料4,000円を負担いただきます。

4 駐車場

駐車券は、希望者に1出店につき1台のみ2,000円(2日通し券)を発行します。出店証に同封して発行します。紛失した場合は、再発行はしません。

出店者用駐車場は、豊岡小学校グラウンドです。出入りは自由ですが、交通規制中は会場内への乗り入れはできません。

令和7年度〔第45回〕入間万燈まつり 一般出店要領

5 出店申込

オンラインで申込みを受付します。

受付期間：令和7年7月28日（月）0：00 ～ 8月11日（月）23：59まで

出店までの流れ

期日	内容
7月28日～8月11日	出店申込
9月6日	出店者説明会
9月6日～10日	備品変更申込
9月12日以降	出店料及び備品貸出料請求書送付（郵送）
9月17日・18日	検体検査受付
9月30日まで	出店料及び備品貸出料支払い（振込）
10月3日頃	出店証交付（郵送）
10月25日・26日	入間万燈まつり

6 出店申込時にご用意・ご確認いただくもの

不足事項がある場合申込みできません。

①参加申込の区分

物販出店、飲食出店、一坪市

②入間市商工会の会員もしくは非会員

※入間市商工会会員については、2区画の申込ができます。

③出店責任者、出店副責任者の選出

住所、氏名、電話番号、生年月日、メールアドレスが必要です。

※申込者が事業所・団体の場合は、所在地、名称、代表者、電話番号も必要です。

※物販出店、一坪市は出店副責任者の選出は任意とします。

④出店資格を確認できるもの

出店責任者、出店副責任者ともに必要です。なお、下記以外の証明書は不可です。

（1）在住の場合

◇出店資格を確認できる市内住所が記載されたもの

運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、在留カード

（2）在勤、在学の場合：下記の全てが必要

◇住所が記載されたもの

運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、在留カード

◇社員証又は、在勤（在学）証明書

◇在勤証明書の場合、勤務先が分かる資料

（会社のパンフレット、ホームページの印刷、公共料金の領収書等）

⑤顔写真（出店責任者、出店副責任者）※令和6年7月以降に撮影したもの

⑥出店内容（具体的に記入）

⑦火器の使用の有無

有の場合、使用する器具を具体的に記入し、消火器を配置してください。

令和7年度〔第45回〕入間万燈まつり 一般出店要領

(例：ガスコンロ、カセットコンロ、発電機、炭焼き、石油ストーブなど)

⑧出店者の任意となるテント、机、コンセント、照明用コード、駐車場利用券の可否

※コンセントについては、電気器具名と消費電力

※コンセントの消費電力の合計は、1区画1,500Wまで

⑨飲食出店は、食品の取扱方法について記入してください。

7 出店部門及び出店位置

①物販および飲食出店（一区画3.6m×2.7m 総区画数200区画程度）

◆ひばり通り〔出店位置：産業文化センター～航空自衛隊入間基地入口〕

◆茶の花通り〔出店位置：航空自衛隊入間基地入口～豊岡小学校北側交差点〕

◆けやき通り〔出店位置：防災センター～産業文化センター〕

②一坪市（駐車スペース1.5台分 幅3.7m、奥行4.0m 総区画数50区画程度）

◆一坪市〔出店位置：彩の森入間公園駐車場〕

◇出店位置については、出店者説明会において抽選します。

◇申込数が区画数を超えた場合、実行委員会が定めた抽選方法により決定します。

◇申込内容と異なる部門への出店は認めません。異なる部門への出店を確認した場合は、その時点から出店許可を取り消します。飲食物を提供する場合は、飲食出店となります。試食、試飲を行う場合は、飲食出店となります。

◇出店区画には、位置指定出店枠及び団体詰所枠を設けています。

8 出店者説明会

出店にあたって、出店要領を基に説明いたします。また、出店位置の抽選を行いますので、出店責任者または出店副責任者が必ず出席してください。説明会を欠席した場合は出店許可を取り消します。

◆日時 令和7年9月6日（土）

・物販出店、一坪市 10:00～概ね2時間

・飲食出店 14:00～概ね2時間

◆場所 入間市産業文化センター ホール（入間市向陽台1-1-7）

※お車は乗合でご来場ください。

9 出店料の支払い

出店者説明会后、出店位置の確定と出店者任意による追加備品を確定させてから料金をお支払いいただきます。9月30日（火）までに、出店料等を所定の口座へお振込みください。期日までに出店料の振込が確認できない場合は、出店取消といたします。また、振込後に出店を辞退した際についても返還をいたしかねます。

振込手数料は出店者負担です。振込確認が終了後、出店証等を郵送いたします。

令和7年度〔第45回〕入間万燈まつり 一般出店要領

振込先口座

埼玉りそな銀行 入間支店 普通 4092282

イルママンドウマツリジッコウイインカイシュツテンブカイ

まつり当日においてのお願い

10 出店時間等

①出店時間（出店者が出店活動できる時間）

令和7年10月25日（土） 12:30～20:00

令和7年10月26日（日） 9:30～16:30

②まつり開催時間

令和7年10月25日（土） 13:00～20:15

令和7年10月26日（日） 9:30～16:45

③交通規制時間（まつり会場に車両の乗入が一切できない時間）

令和7年10月25日（土） 12:00～21:00

令和7年10月26日（日） 9:00～18:00

④物品搬入・備品貸出時間

令和7年10月25日（土）

車両を使用する場合 10:00～11:45

車両を使用しない場合 10:00～12:30

令和7年10月26日（日）

車両を使用する場合 8:00～8:45

車両を使用しない場合 8:00～9:30

⑤物品搬出・備品返却時間

令和7年10月25日（土） 20:30～22:00

交通規制解除（21:00～）

令和7年10月26日（日） 17:15～18:30

交通規制解除（18:00～）

車両による交通規制時間内の搬出は第2駐車場（豊岡小学校グラウンド）駐車車両のみ、北門（基地側）から右折し、一方通行での会場内進入を可能とします。その他の場所からは、交通規制解除まで進入できません。

⑥悪天候による開催時間の短縮等

悪天候によりまつり開催時間の短縮や規模の縮小をせざるを得ない場合は、緊急本部会議を開催し、開催時間変更等を決定します。実行委員会の決定には従っていただきます。なお、予め荒天が予測される場合の万燈まつり開催・中止の最終判断は、万燈まつりの前日午前中に決定し、同日正午にはまつり公式ホームページ等で告知します。

令和7年度〔第45回〕入間万燈まつり 一般出店要領

	緊急本部会議	内容決定	参加団体連絡
10月25日	8:30	9:30	決定次第連絡
10月26日	7:30	8:30	決定次第連絡

1.1 電気設備

- ◆物販出店・飲食出店については、照明用コンセントを1区画につき1口（300Wまで対応）を実行委員会が設置します。ただし、照明器具は、各自用意してください（電球以外の照明用コードは実費にて貸出有り。電圧は100Vのみ。）
- ◆一坪市の照明については、会場内に投光器を設置します。
- ◆物販出店、飲食出店のエリアについて、電気器具用コンセントは、出店者の申し込み（有料）により、実行委員会が設置します。電気安全対策上、消費電力の合計を1区画1,500W以内（照明用300W含まず）とし、使用する電気器具と同数のコンセントを申し込んでください。また、過負荷による停電防止及び安定した電力供給の為、事前に申請のあった電気器具の電力供給とします。
- ◆電気安全対策上、使用する電気器具と同数のコンセントを申し込み、1つのコンセントから2つ以上の配線すること（タコ足配線）を禁止します。出店申し込み時に届け出た電気器具以外をコンセントにつなぐことを一切禁止します。
- ◆一坪市については、原則、電気器具用コンセントを設置しません。電気器具を使用する場合、各自発電機等を用意してください。

1.2 出店区画・テントの設置等

- ◆出店区画については、出店者説明会で決まった区画に出店し、定められた区画から絶対にはみ出さないでください。特に、車道に出たの販売や呼び込み、車道へ商品の陳列、机、いす等の設置は禁止します。
- ◆テントを持参する場合は、サイズが幅3.6m、奥行2.7m以内（2区画出店の場合、幅7.2m、奥行2.7m）のものに限ります。面積での計算ではなく、幅・奥行き whichever 一方でも基準を超えるテントは使用できません。
- ◆テントの設置等については、出店者が行い、次のことを厳守する。特に、交通規制時間外は一般の通行者がいるため、特に留意してください。

【出店時間前（交通規制時間前）】

- ・交通規制開始前にテント等を設置しないでください。

【出店時間内（交通規制時間内）】

- ・通りでの出店で、テントを設置する場合は、車道側いっぱいの歩道内とし、原則、車道内にテントの足やテーブル等を出さないでください。
- ・強風等悪天候の場合は、テントや物が飛ばされないように措置し、実行委員会の指示に従って、天幕を外すかテントをたたむ等安全対策をしてください。

【出店時間外（交通規制時間外）】

- ・出店区画が通りで、土曜日の交通規制解除後、物品等を置いたままにする場合は、

令和7年度〔第45回〕入間万燈まつり 一般出店要領

物品を車道側に寄せ歩行スペースを必ず確保し、壁側に物品等を置かないください。また、安全確保のため、照明器具を設置している場合は照明器具を常時点灯としてください。

- ・土曜日から日曜日にかけての夜間に強風のおそれがある場合は、主催者の指示に従い次のとおり安全対策を施してください。安全対策が不十分な場合、実行委員会が、テント撤去など直接対応することがあります。

◇けやき・ひばり・茶の花通り

- ・テントをたたむ
- ・備品等は、強風に飛ばされないようにまとめて、車道側に寄せておく
- ・テントの足は、通行の支障にならないよう車道側にまとめておく

◇公園

- ・天幕を外すか、テントの足を倒して下に下げる

1.3 エコ容器の使用等

入間市は、ゴミ処理の環境負荷低減、化石燃料の使用抑制など地球環境の保護に積極的に取り組んでおり、万燈まつりにおいてもこの取り組みに参加者全員で推進していくため、次のことを厳守してください。飲食物を販売する出店者は、エコ容器（紙製のもの）の使用を極力推奨します。また、飲食物を販売しない出店者についても、賄い等で使い捨ての飲食容器を使用する場合は、エコ容器を極力使用してください。プラスチック、発泡スチロール等の容器は使用しないように努めてください。

自店で販売したもののほか、飲食後の容器についてはすべて回収してください。

1.4 清掃タイムへの参加

会場は、道路等として公共用地であり、参加者一人ひとりが注意し、会場の美化に努めてください。このため、出店時間終了後は速やかに片付け、**まつり開催時間終了後の清掃タイム（1日目 20：15から15分間、2日目 16：45から15分間）に必ず参加し、出店位置の周辺（前面道路）を清掃してください。**

1.5 ゴミの処理

ゴミについては、原則持ち帰るものとします。ただし、持ち帰らない場合はゴミを次のとおり分別し、指定されたゴミピットへ搬入してください。

- ◆可燃ゴミ（生ゴミ、紙くず、串等）
- ◆プラスチック・ビニール類（ソースなどの容器、発泡スチロールの箱等）
- ◆ダンボール（留め金ははずし、たたんでまとめる。）
- ◆ペットボトル
- ◆缶類
- ◆ビン類

※出店に伴うゴミは、出店者の責任において処分してください

令和7年度〔第45回〕入間万燈まつり 一般出店要領

- ※全て透明のゴミ袋を使用してください
- ※その他のゴミについては必ず持ち帰ってください
- ※油や雑排水等を植込みや側溝に流さないでください
- ※廃油は持ち帰ってください
- ※ビニールシートなどの粗大ゴミを道路等に放置しないでください

1.6 消火器の設置

埼玉西部消防組合火災予防条例に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には、初期消火が極めて重要であることから、液体燃料、固体燃料、気体燃料で火気を使う器具、電気を熱源とする器具を使用する者に対して、消火器を準備した上で、使用することが義務付けられています。

※液体燃料、固体燃料、気体燃料で火気を使う器具：石油ストーブやガスコンロ、炭焼き、発電機等

※電気を熱源とする器具：電熱器など、器具の表面に可燃物が触れた場合に発火するおそれのあるもの・赤熱部分が露出しているもの

対象となる火気器具等を使用する者は、必ず消火器を設置してください。また、まつり当日、消火器の確認ができない場合は、その時点から出店を取り消します。この場合、出店に伴う料金は返還しません。

※**消火器**：「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に定める消火器とします。水バケツ、エアゾール式簡易消火器具および住宅用消火器は該当しません。なお、使用する消火器は、設計標準使用期限内で法令にしたがって点検された良好なものを使用してください。

※詳細については、同封の埼玉西部消防組合のチラシを確認してください。

1.7 周辺出店者との協力

周辺の出店者に迷惑がかからないよう、お互いに協力して出店してください。煙、騒音、排水など特に注意してください。

1.8 備品の貸出・返却

①テント、机、椅子、コンセント、照明用コードに変更がある場合は、出店者説明会終了後の令和7年9月6日（土）～10日（水）までの期間中に、オンラインにて申込みください。なお、変更申込み受付後の変更はできません。

②貸し出し中の備品は、出店責任者が責任をもって管理してください。また、備品の借用、返却は出店者が行うこととなります。なお、備品を紛失、破損等した場合、出店責任者に弁償をお願いします。

③備品の貸出・返却については、まつり当日、入間市産業文化センター地下駐車場にて行います（詳細は出店者説明会にて説明します）。

④貸出備品の詳細については、備品貸出要領を参照してください。

令和7年度〔第45回〕入間万燈まつり 一般出店要領

19 出店証

出店証は、実行委員会が確認できるよう、常に出店場所にて保有してください。紛失には注意してください。

①出店証は、出店料の支払いを実行委員会が確認後、10月上旬に出店責任者の住所へ郵送いたします。

②出店証は、まつり当日の出店者の確認及び備品の貸出・返却に必要です。

その他

20 道路使用許可

道路使用許可については、所轄警察署が次の条件等により許可するので、出店申し込みにあたって留意してください。なお、道路使用許可証は、実行委員会が一括して申請します。

①許可条件

◆出店店舗は、風圧等により倒壊しないように確実に設置し、歩行者、車両等に危害を与えないような構造としてください

◆許可の場所からはみ出さないでください

◆許可時間終了後は、出店店舗を完全に撤去してください

◆設置場所は、人家の出入口等の人の出入りに支障をきたさない場所としてください

②遵守事項

◆出店店舗毎にそれぞれの責任者を定め、出店証に明示された出店責任者及び出店副責任者を配置してください

◆自己の商売に関し、散乱した物を路上に放置することなく、清掃して原状回復を図ってください

21 暴力団等排除

下記の項目に一つでも該当するものがある場合、申し込み及び出店ができないものとします。また、まつり当日の警察の見回りにより、出店責任者、出店副責任者及び従事者が、下記のものとされた場合は、その時点から出店を取り消します。この場合、出店に伴う料金は返還しません。

◆暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員であるもの

◆暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配するものであるもの

◆法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員であるもの

◆暴力団員をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの

◆暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力もしくは関与しているもの

◆その他、反社会的勢力と認められるもの

令和7年度〔第45回〕入間万燈まつり 一般出店要領

2.2 施設賠償責任保険

出店により生じる第三者への損失補償に備えるため、**施設賠償責任保険**に加入しています。

※施設賠償責任保険とは、まつり開催中に発生してしまった他人の身体への障害または財物の損壊（以下、「事故」という）において、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に備える保険です。

※保険内容

- ・身体賠償 1人につき5,000万円 1事故限度額5億円
- ・財物賠償 1,000万円

※まつり開催中に主催者が確認していない事故については、当該保険が適用できなくなります。事故が発生したら速やかに実行委員会に申し出てください。

※出店者自身の傷害等には適用されません。

2.3 飲食物の取扱

- ①飲食出店の食品取扱者は、保菌検査（検便）を必ず受け、衛生管理に努めてください。
- ②検便容器、届出書は出店者説明会時に配布します。検体検査の費用は実行委員会がとりまとめる場合の特別価格となります。検査機関に直接申し込んだ場合は費用が異なります。
- ③「臨時出店における注意事項」（埼玉県狭山保健所）に従ってください。
- ④食中毒の予防やPL保険（生産物賠償責任保険）の加入等の対策、発生時の対処等は、出店者の責任で行ってください。
- ⑤調味料等を含み食材等は必ず持ち帰ってください。
土曜日のまつり終了後は、置き去りにしないでください。置き去りがあった場合、出店責任者の呼び出し又は、実行委員会が廃棄処分します。
- ⑥飲食出店は他のイベントも含め、年間8日以内かつ年間4行事以内で、同一事業における出店が3日以内であるが要件となります。年間の判断は、4月1日から翌年3月31日までとなります。申込後、この要件にあてはまらないことが判明した場合、食品衛生法に基づく許可が必要となる場合があります。

2.4 出店停止等

この要領に定められた事項及び出店者説明会で説明を受けた事項は必ず守ってください。
違反した場合は、その時点及び翌年度の出店ができないものとします。また、出店に伴う料金は返還しません。特に悪質であると認められた者については、出店者名、違反事項等を公表し、次年度以降の出店・参加を認めません。

特に下記事項については即時出店停止となる場合がありますので厳守してください。

- ①未成年者へのアルコール類の販売・提供を行わないこと。
- ②出店申込書の内容と出店の実態が異なること。

令和7年度〔第45回〕入間万燈まつり 一般出店要領

- ③出店責任者は決まった出店位置に常駐すること。出店責任者が不在となる場合は、いかなる理由があろうと副責任者が必ず出店位置にいること。
- ④出店区画については、出店者説明会で決まった区画の範囲内で出店すること。車道への商品の陳列、椅子・机等の設置を行わないこと。また、車道に出ての販売や呼び込み行わないこと（けやき通りに一部例外があります）。
- ⑤市民まつりというイベントの秩序の保持、会場内の往来など安全確保のため、実行委員会が認めたもの以外は、「寄付、署名、勧誘行為」を行わないこと。
- ⑥出店者は、実行委員会から提出を求められた資料について提出期限を守ること
- ⑦入間万燈まつりの一翼を担っていることを自覚し、秩序を乱す行為を慎み、まつりの円滑な進行に協力すること。

25 その他

- ①出店者説明会に参加した者は、出店に従事する者に出店要領の内容及び説明会で指示を受けた事項について必ず周知してください。
- ②会場を汚さないよう心掛けてください。特に油を使用する際は、予めシートを敷く等対策し、万が一、汚した場合は責任をもって清掃してください。
- ③出店中及び搬入・搬出中の事故等は出店者の責任とし、実行委員会は一切責任を負いません。
- ④自然災害、テロ行為等による事故や犯罪で万燈まつりの開催を中止等した場合、実行委員会は一切責任を負わず、出店に伴う料金返金や仕入費用等の補償はしないものとします。
- ⑤ルールを守り、参加者みんなが楽しく、気持ちよいまつりになるようご協力お願いいたします。

入間万燈まつり実行委員会 出店部会

入間市環境経済部商工観光課 〒358-8511 入間市豊岡 1-16-1

TEL 04-2964-1111（内4255、4257）

入間市商工会 〒358-0001 入間市向陽台 1-1-7（入間市産業文化センター3階）

TEL 04-2964-1212